

衛生学者坪井次郎

泉 彪之助

昨年報告した坪井芳治医師の父、衛生学者坪井次郎について現在までに調査したことを報告する。

坪井次郎は芳州坪井為春、坪井信道の次女幾を両親として、文久二年江戸芝浜松町に生まれた。明治八年外国語学校（いわゆる旧外語）に入学、明治十年東京大学医学部予科に編入、明治十八年に本科を卒業した。衛生学教室に入り、御用係、助手、助教授となり、この間に多くの業績を上げた。また済生学舎に非常勤講師として出講した。明治二十三年ドイツに留学したが、それに先立って足尾銅山の調査を命じられ、出張している。

ドイツではルードウィヒ・マキシミアン大学（ミュンヘン大学）衛生学教室に学び、ペッテンコーフェルに師事した。一方フォイトに生理学を学び、また国家経済学などの関連学科を聴講した。研究上の直接の指導者は、ペッ

テンコーフェルの教室のエンメリッヒであった。

明治二十四年、坪井次郎は政府の命を受けてベルリンにローベルト・コッホを訪ね、コッホ指導の下にモアビット病院においてツベルクリンによる治療法の講習を受けた。

ペッテンコーフェルは、一八九二（明治二十五）年十一月十四日、有名なコレラ菌飲用実験についての講演をミュンヘン医学会で行うが、坪井次郎はその講演を聴講した三人の日本人の一人であった。また、一八九三年ペッテンコーフェルの教授在職五〇周年を祝った Arch. f. Hygiene の記念号に、ただ一人の日本人執筆者として論文を寄稿している。

ドイツ留学中、坪井次郎は、日本政府、帝国大学あるいは大日本私立衛生会の代表として、ロンドン、ローマ、ブダペストなどの国際会議・学会に出席し、とくにブダペストでの万国衛生学およびデモグラフィイ会議では、微菌学部の名譽会頭に選ばれ、閉会式にあたって日本人会員を代表して謝辞を述べている。

留学期間が切れたため、坪井次郎は留学四年目に休職の身分となったが、明治二十七年末に帰国し、やがて助教授

に復職した。

ドイツ留学後の坪井次郎は、新進の衛生学者として多くの社会的活動を行った。日清戦争から帰還した将兵の検疫の視察、勸業博覧会、水産博覧会の審査員、国家医学講習、大日本私立衛生会の衛生事務講習の講師などである。

とくに足尾鉍毒調査委員会（第一次委員会）の委員に選ばれ、調査を行った。坪井次郎は、足尾銅山の鉍毒について二編の論文を発表している。

明治三十一年坪井次郎は、京都帝国大学建築調査委員に任命され、また開学時の医科大学長候補に内定し、創設に参画することとなった。

明治三十二年京都帝国医科大学が開学し、坪井次郎は医科大学長に任命され、また衛生学第一講座を担任した。一方では京都市衛生顧問、京都衛生検査所微生物学的検査顧問などの職務も行い、衛生学者としての社会活動も続けた。坪井次郎が検査所の行事として行ったペスト講習会の内容は、後に『ペスト実習』として公刊されている。

坪井次郎は明治三十三年京都医学会頭に選ばれ、また新しい研究組織としての（新）京都医学会の設立に参加す

るなど活発な活動を続けた。明治三十六年七月病気に倒れ、一旦大病院に入院したが、危篤となって自宅に帰り、七月十三日京都市西洞院通り丸太町上ルの自宅で死去した。享年四十一であった。七月十九日京都市相国寺心源院で葬儀が行われ、同寺に葬られた。ただし現在、墓は京都市高台寺にある。

坪井次郎の業績はほぼ四期に分けることができる。大学卒業後ドイツ留学まで、ドイツ留学中、帰国後京都帝国大学建築設計委員になるまで、その後死去に至るまでである。

第一期は衛生学者としての基礎を作って行く時期で、数多くの論文と学会発表がある。ドイツ留学は、衛生学先進国の状況を学ぶ時期であった。帰国後京都帝国大学の創設に携わるまでは、衛生学者としての社会活動の期間である。京都帝国大学建築設計委員となつてからは、坪井次郎は同大学医科大学の創設と初期の運営に全力を注いだ。彼が学長就任後わずか四年、四十一歳の若さで早世したことは、この努力と切り離しては考えられないであろう。もし

彼がさらに長寿を与えられたならば、傑出した衛生学者として優れた学問的体系を築き上げたものと思われる。

(福井県立短期大学第一看護学科)

日本医療団 (第二報)

—戦後の活動と九州地方の医療団施設—

佐久間 温 巳

一 昨年の総会で、大正末年より十数年に及ぶ医療制度改革論議の過程と、その結果として生まれた日本医療団(以下、日医団と略す)を、昨年は主として戦時中の日医団の活動を取りあげたが、今回は日医団の戦後の情況をのべるとともに、九州地方における日医団施設とその変遷について報告する。

戦前・戦中に設立された国策機関は、占領軍によって戦後早期に解体されたが、日医団はその特殊性から処分が見送られていた。しかし、戦時中のような形態、運営は望むべくもなく、次のごとき変質を余儀なくされた。

(一) 戦時色の払拭

医療関係者徴用令(十六年十二月十五日公布)や戦時医療措置要綱(二十年四月二日閣議決定)などの戦時諸法令